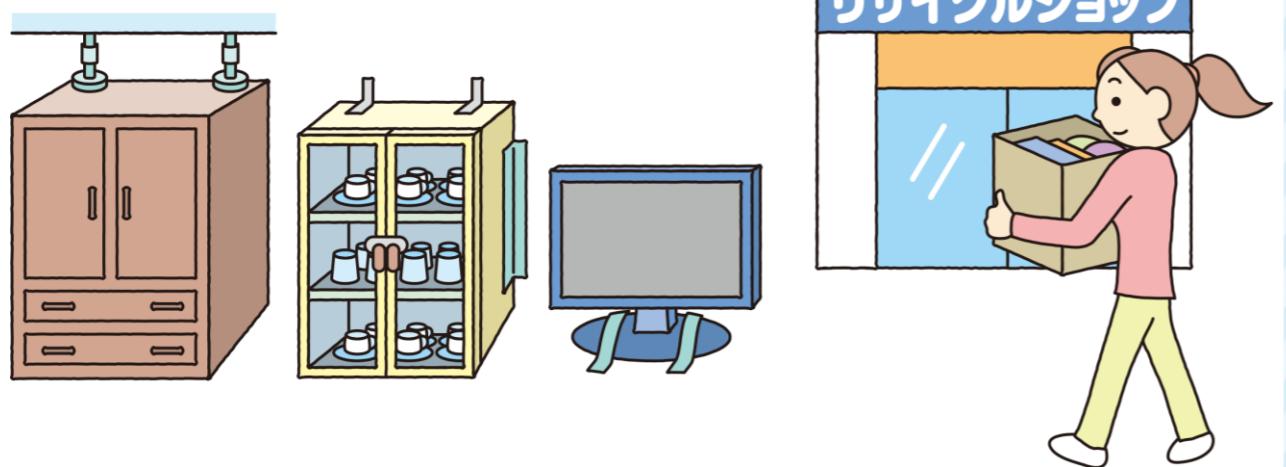


日頃の備え

家具を固定したり、不要なものを処分することで、災害時に壊れるのを防止したり、身を守ることにつながります。



災害時のごみ出しについて地域で話し合うことで、いざという時に役立ちます。



日頃より地域コミュニティを大切にしましょう。

防災ブックなどで、災害に関する情報を確認しましょう。



摂津市

環境省 近畿地方環境事務所

災害時の ごみの出し方

ガイドブック



摂津市
SETTSU CITY

災害時のごみって？

災害が起きると、家が被災して壊れた家財やがれきなどが大量に発生します。これらを「災害廃棄物」といいます。



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル(http://koukishori.env.go.jp/photo_channel/)

大きな災害では、災害廃棄物の処理に2～3年程度かかります。大量のごみが混合状態になると処理が難しくなるため、多くの時間や費用が必要となります。



1

災害廃棄物は、片付けごみとがれき類に分類されます。また、避難所からのごみや、簡易トイレ等のし尿のほか、通常どおり生活ごみも発生します。

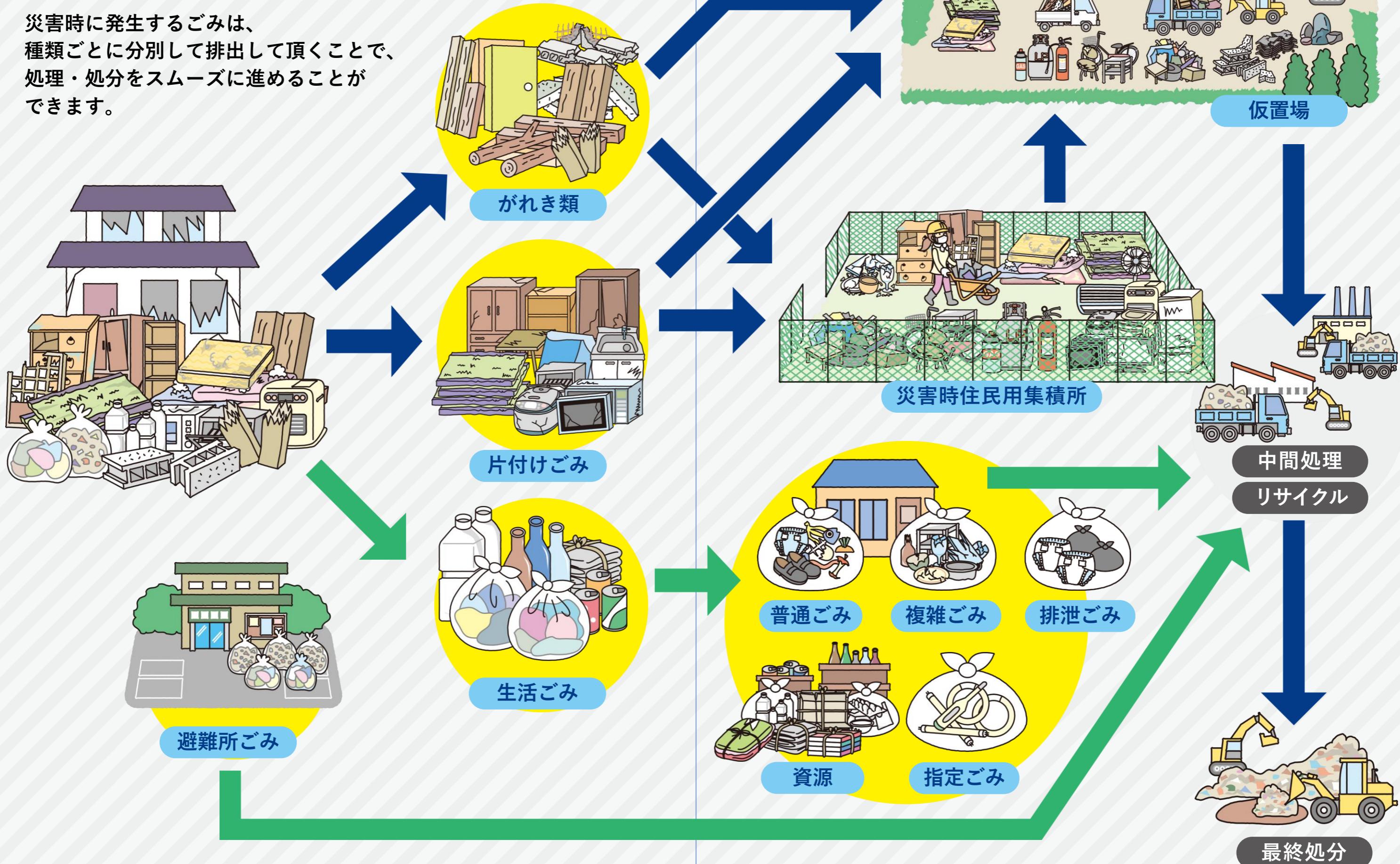


一日も早く復旧・復興するためには、ごみの分別など
皆様にご協力いただくことが大切です。

2

災害時のごみ処理の流れ

災害時に発生するごみは、種類ごとに分別して排出して頂くことで、処理・処分をスムーズに進めることができます。



災害廃棄物の種類

災害廃棄物には、普段とは異なる様々な種類があります。
被災した家具などの片付けごみは、地震や水害などの災害の種類を踏まえて分別区分を決定します。

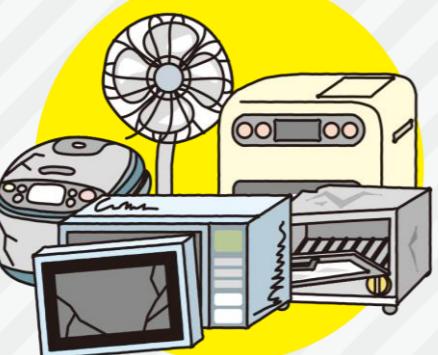
家電4品目

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・
洗濯機及び衣類乾燥機



その他家電

小型家電



ガラス



布団・カーペット



消火器・ガスボンベ



金属・自転車



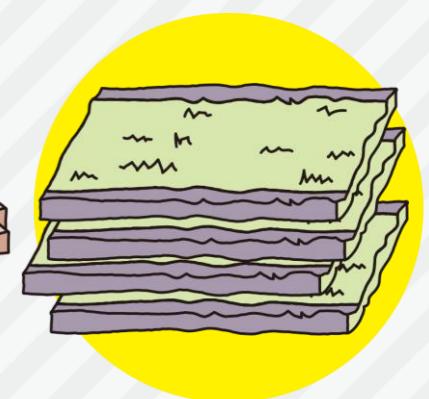
陶器類



木材・家具



畳



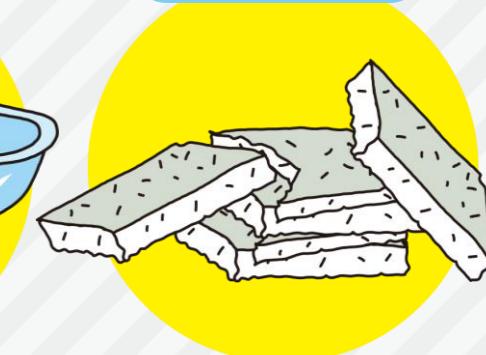
不燃混合物



プラスチック



スレート・石膏ボード



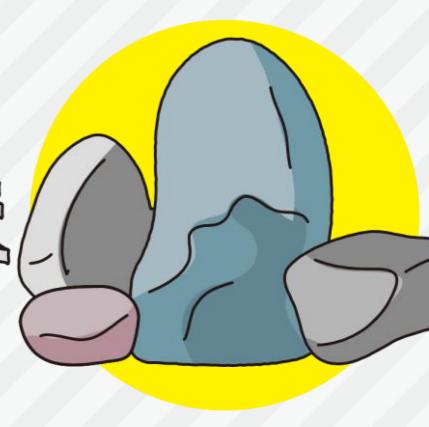
コンクリート ブロック・モルタル



瓦



石材

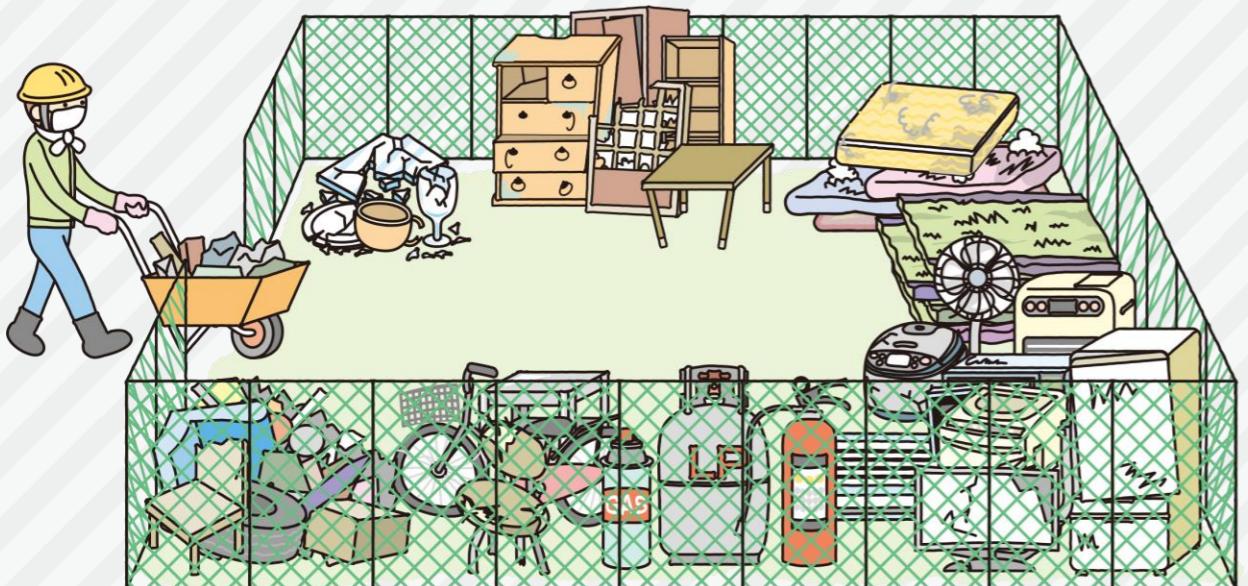


災害で被災していないごみや生活ごみ(特に生ごみ)は、片付けごみでは

ありません。災害時住民用集積所や仮置場に持ち込まないでください。

災害時住民用集積所・仮置場

災害時住民用集積所



片づけごみを置くスペースがなくなり次第、集積所を一時閉鎖します。
一時閉鎖した後は、再開まで追加で持ち込まないでください。



集積所は、ちびっこ広場や公園などを利用して地域の皆様で決めて頂きます。日頃から場所を検討しておくことで、被災後に速やかに片付けごみを出すことができます。

ちびっこ広場等



片付けごみを道路に積み上げることは、緊急車両等の通行の妨げになるため、基本的には禁止です。

市民の皆様が片付けごみを持ち込む場所は、「災害時住民用集積所」と「仮置場」です。災害の種類や規模などによって、必ず設置するとは限らないため、ホームページ等で市のお知らせを確認してください。

仮置場



公園・グラウンド

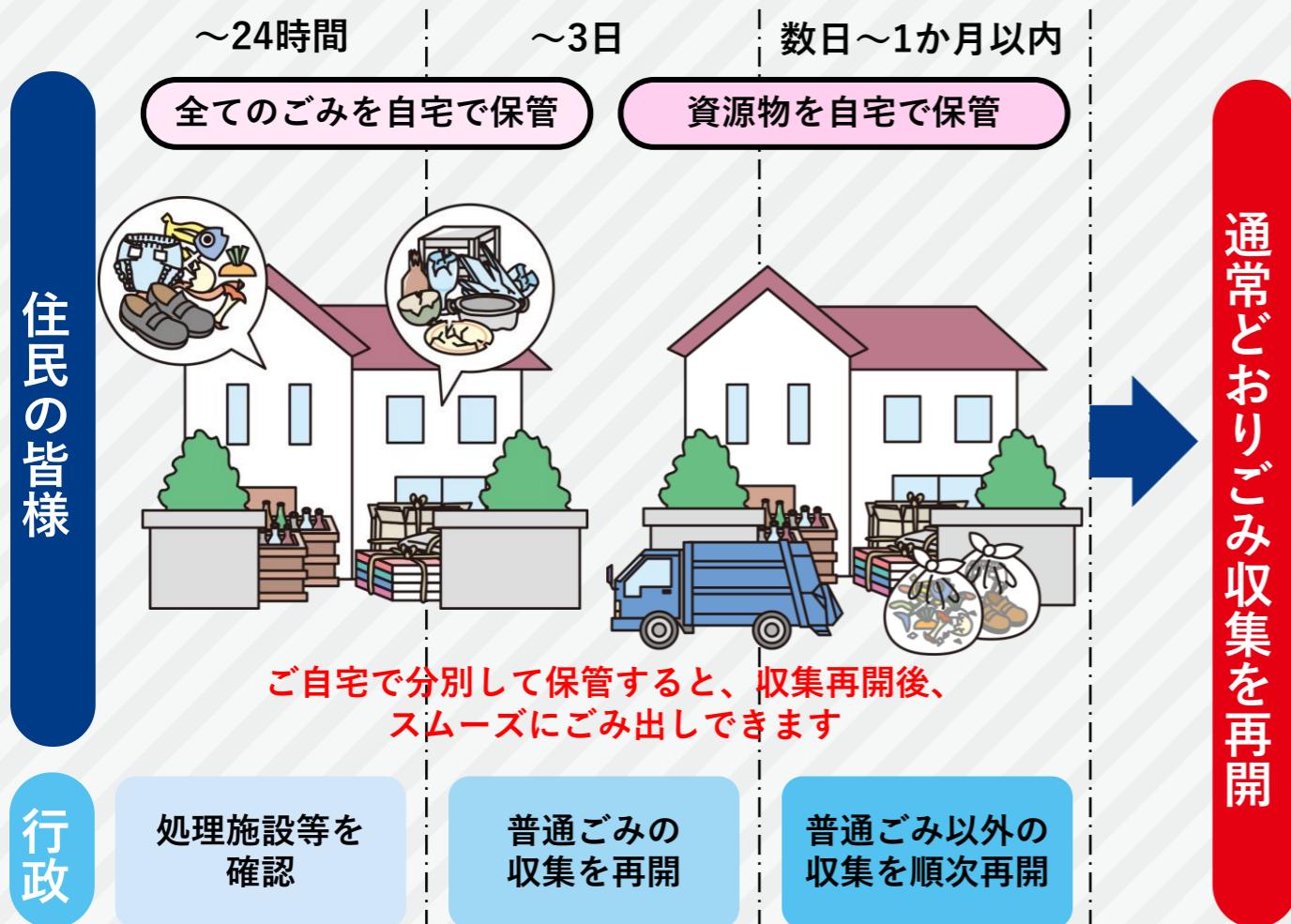
摂津市リサイクルプラザ

ストックヤード

仮置場は、リサイクルプラザや大規模公園などの広い場所に市が設置し管理します。主に、壊れた建物のがれきなどを搬入します。仮置場のお近くにお住いの方には、片付けごみを直接お持ちいただくようお願いをすることもございますので、開設時は市民の皆様にホームページ等でお知らせします。

生活ごみ

被災状況によっては、通常のごみ収集を中止する場合があります。ホームページ等で市のお知らせを確認してください。普通ごみの収集は、発災から3日以内での再開を目標としています。

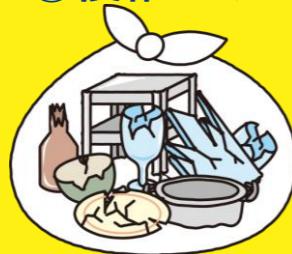


収集の優先順位

①普通ごみ



②複雑ごみ



③資源・指定ごみ



被災状況によって、腐りやすい普通ごみを優先し、資源物は一時的に収集を中止する可能性があります。ホームページ等で市のお知らせを確認してください。

し尿・トイレ

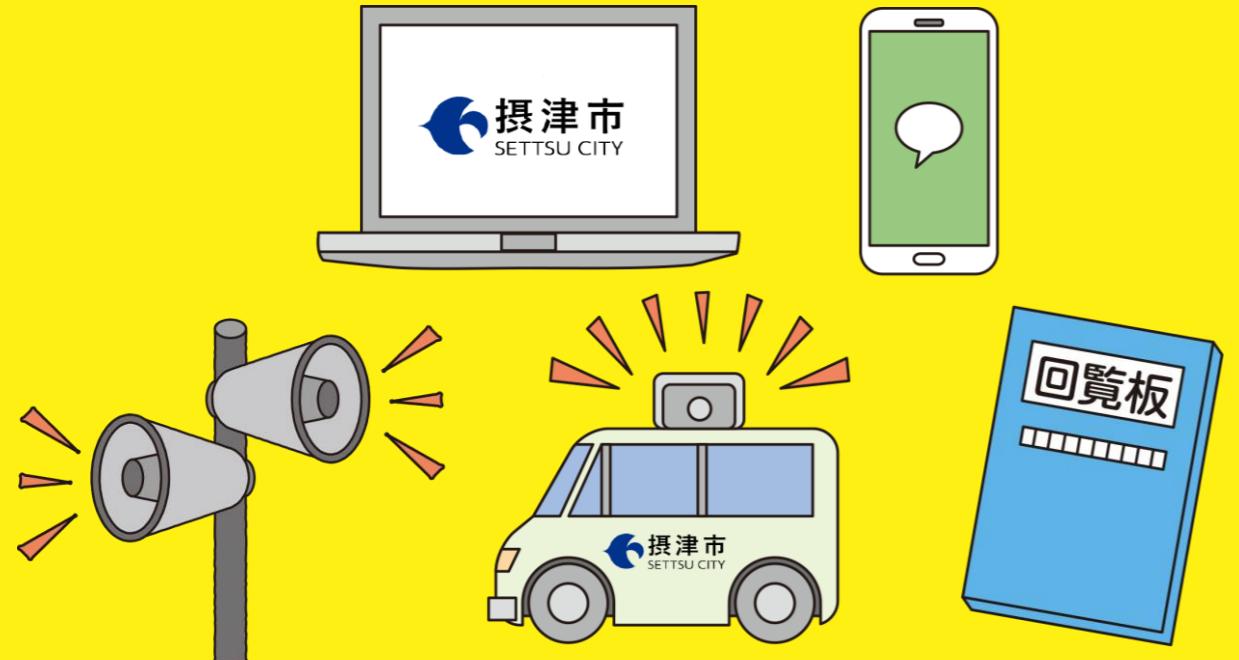
災害時は、断水などにより水洗トイレを使用できない場合があります。ご自宅で簡易トイレキット等を利用した場合は、ごみの出し方に注意しましょう。



ご理解とご協力のお願い

情報収集

災害時は、ごみの出し方が変更になる場合があります。
ホームページやSNS等でご確認をお願いいたします。



ごみの一時保管

発災状況によっては、通常のごみ収集を中止する場合があります。
普通ごみの収集は、発災から3日以内での再開を目標としています。
普通ごみ、複雑ごみ、資源の順に収集を再開しますので、それまで
はご自宅で保管をお願いします。

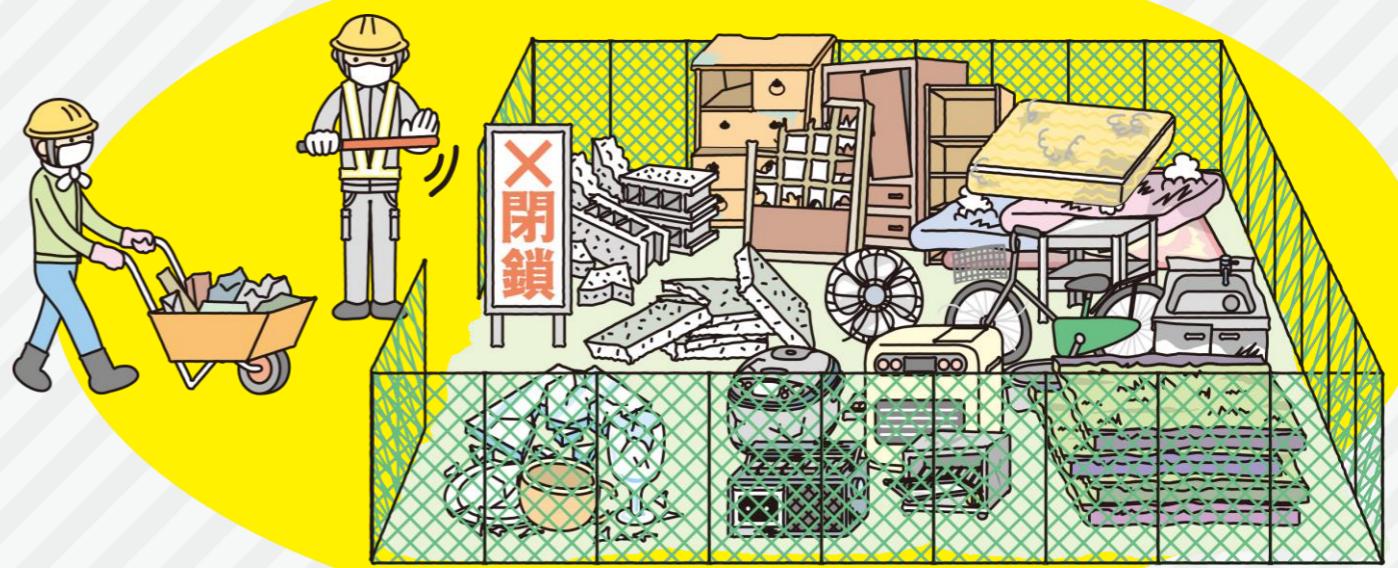


ご自宅で分別して保管すると、収集再開後、スムーズにごみ出しできます。

災害時住民用集積所の設置・管理など

災害時に大量の片づけごみ等が発生する場合は、市より地域の皆様に災害時住民用集積所の設置・管理のお願いとお知らせをさせていただきます。地域の皆様で集積所を設置した際は、摂津市 生活環境部 環境業務課までご連絡ください。

集積所の片付けごみは、順次収集しますが、大きな災害では多数の集積所が設置され、収集に時間がかかると予想されます。生活環境を守るために、混合ごみの発生や、過剰な量のごみの搬入を防止するなど、地域の皆様での管理・運営にご理解とご協力をお願いいたします。



※地域の皆様で住民用集積所を設置する際は、公園などの公有地を利用しましょう。場所により、別用途で利用できない、収集車両が入れないなど、変更をお願いする場合があります。また、私有地は土地の管理者の許可が必要になりますのでご注意ください。

ごみ関係
連絡先

摂津市生活環境部
環境業務課

072-634-0210

ボランティア関係
連絡先

摂津市社会福祉協議会
ボランティアセンター

06-6318-1128

災害時は問合せが殺到することが想定されますので、生活ごみの収集再開等について、まずはホームページ等でご確認をお願いいたします。

Q & A

Q. 災害が発生したら、ごみの出し方はどうなるの？

A 災害時に発生する生活ごみは、生ごみ等を含む可燃ごみを優先的に収集します。被災状況によっては資源物など収集を一時停止する場合もありますので、排出される際は必ず、市のホームページ等で確認してください。

Q. 壊れた家具などは、どこに出したらいいの？

A 災害により壊れた家具や家電、食器などは、「片付けごみ」として「災害時住民用集積所」に出してください。仮置場のお近くにお住いの方には、片付けごみを直接お持ちいただくようお願いすることもあります。

Q. 「災害時住民用集積所」は、どこにあるの？

A 災害が発生したら、近隣の公園などを「災害時住民用集積所」として利用します。日頃から、「災害時住民用集積所」として利用できる場所を想定しておくと、災害時にスムーズにごみを出すことができます。

Q. 「災害時住民用集積所」の場所は、誰が決めるの？

A 地域の方々を中心に、利用する皆様で設置場所を決めていただきますようお願いします。ただし場所により、別用途で利用できない、収集車両が入れないなど、場合によって変更をお願いすることがあります。また、私有地は土地の管理者の許可が必要になりますので、公園などの公有地を利用しましょう。発災時には地域の皆様に「災害時住民用集積所」の設置・管理をお願いをさせていただきますので、場所を決めたら、生活環境部環境業務課まで必ずご連絡ください。

Q. 使わなくなったソファや古いテレビは、「災害時住民用集積所」に出してよいですか？

A 災害と関係のないごみは、「災害時住民用集積所」や「仮置場」に出すことはできません。災害時は多くのごみが発生しますので、日頃から不要なものは小まめに処分するなど、事前の備えをお願いします。

Q. 「災害時住民用集積所」のごみがいっぱいになったら、どうしたらいいの？

A 片付けごみの持ち込みを一旦、停止して、生活環境部環境業務課までご連絡ください。順次、対応しますが、その間はご自宅での保管をお願いします。分別がされず混合状態になると、火災が発生する要因にもなります。大きな災害においては集積所のごみ収集には非常に時間がかかることが予想されます。地域の皆様で、見守り活動等のご協力をお願いします。

Q. 大きな家具などを運べない場合は、どうしたらいいの？

A 近隣の皆様で協力し合ったり、ボランティアに依頼してください。無理をせず、怪我などに充分注意して片付け作業をしましょう。

Q. 被災してトイレが使えなくなったら、どうしたらいいの？

A 簡易トイレや避難所等のトイレを使用してください。日頃から携帯トイレや簡易トイレキットなどを備蓄しておくと、災害時に利用できます。